

「多様な活動の森」における協定の締結について

令和4年5月 12日
鳥取森林管理署長

下記のとおり、鳥取森林管理署管内の多様な活動を支援するため、活動希望者との協定を締結したので公表します。

1 「多様な活動の森」制度の概要

(1) 趣旨

国有林野においては、広く国民に開かれた管理経営の推進に資するとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したい、直接森林とふれあいたいなど国民の皆様の様々なご要望に応えて参りました。さらに近年、企業の社会的責任(CSR)活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくりが増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化しています。

そこで、それらのニーズに対応しつつ、広く国民に開かれた国有林野の整備を進めるために、手続きの透明性をより高めつつ、多様な森林整備や保全活動の要請に対応できるよう、協定締結による国民参加の森林づくりを推進しています。

(2) 多様な活動の森における自主的な森林整備活動

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール活動をしていただくことができます。ただし、森林整備、木の文化の継承を目的とした森林整備・保全活動、森林環境教育以外の活動に限ります。

2 今回更新した協定

(1) 協定の名称

氷ノ山キャラボク保護活動の森

(2) 協定相手方

団体名 若桜町

代表者 若桜町長 上川 元張

所在地 鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5

(3) 協定を締結した森林の概要

所在地 氷ノ仙国有林22口林小班

面積 3.00ha

法令制限 保健保安林、氷ノ山後山那岐山国定公園第2種特別地域、鳥獣保護区
普通地域、天然記念物「氷ノ山のキャラボク群落」

(4) 協定項目

協定期間 自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日

活動内容 巡視活動、登山者及び小中学生向け普及啓発活動

協定書 別紙(写し)のとおり

(5) 更新事由

若桜町は鳥取県指定天然記念物である氷ノ山キャラボク群落の適切な管理を行うため、協定区域内の巡視活動と普及啓発活動を実施しています。

協定更新後の活動についても、趣旨に沿う活動が期待されます。

3 今回新たに締結した協定

(1) 協定の名称

扇ノ山・氷ノ山希少植物保護活動の森

(2) 協定相手方

団体名 鳥取県

代表者 鳥取県生活環境部緑豊かな自然課長 平木 尚一郎

所在地 鳥取県鳥取市東町1丁目220

(3) 協定を締結した森林の概要

所在地 扇ノ山国有林329ろ林小班

沢川国有林10ろ2、11い林小班

氷ノ仙国有林22イ、23い1林小班

面積 119.71ha

法令制限 水源かん養保安林、保健保安林、氷ノ山後山那岐山国定公園特別保護地区、第2別地域、第3種特別地域、鳥獣保護区普通地域の法令制限がかかっています。

(4) 協定項目

協定期間 自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日

活動内容 自然体験活動、自然観察会、

協定書 別紙(写し)のとおり

(5) 協定締結事由

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課ではこれまで、鳥取県絶滅危惧種等の希少植物であるサンカヨウ、コケモモ、オオバミゾホオズキをニホンジカの食害等から保護するため、委託又は自ら防護柵の設置や巡視等の活動を実施してきました。

今般、これらに加え、タケシマランについても同様の活動を実施するため協定を締結しました。

4 お問合せ先

鳥取森林管理署 行政専門員

所在地 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階

電話 0857-23-5411

(写し)

多様な活動の森における扇ノ山・氷ノ山希少植物保護活動に関する協定書

鳥取森林管理署長（以下「甲」という。）と鳥取県生活環境部緑豊かな自然課長（以下「乙」という。）は、多様な活動の森における扇ノ山・氷ノ山希少植物保護活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森における扇ノ山・氷ノ山希少植物（サンカヨウ、コケモモ、オオバミゾホオズキ、タケシマラン）保護施策等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲は、鳥取森林管理署氷ノ仙国有林23い1林小班18.97ha、22イ林小班18.52ha、沢川国有林10ろ2林小班24.11ha、11い林小班39.43ha及び扇ノ山国有林329ろ18.68haを多様な活動の森として乙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「扇ノ山・氷ノ山希少植物保護活動の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあつた日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

- 4 乙は希少植物（鳥取県レッドデータリスト絶滅危惧Ⅰ類等）の保全のため、外部での活動報告等を行う場合は、具体的な活動箇所が特定されないよう非公開すること。

甲及び
3 乙は
施箇所

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第14（損
乙及び活
害を与えた

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第15（活
甲は、活
に活動計画

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第17（協
1 甲は
事前に

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(1) 活
(2) 協
に著
4に

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(3) 多
又は
(4) 国
場合
(5) 協
は一
(6) 協
て不

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

2 乙は
った場
込みが
甲は乙

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに

第18（協
1 この
する。
2 この

め、外部開とする
甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力をを行うものとする。

第16（多様な活動の森の適切な管理）

甲は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、
責任の所持等につき適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

(4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

(5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。

甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで効力を有するものとする。

- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるも

のとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月30日

(甲) 鳥取森林管理署

鳥取市吉方109

鳥取第3地方合同庁舎

鳥取森林管理署

署長 中本 貴美



印

(乙) 鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

鳥取県東町1丁目220

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

課長 平木 尚一郎

